

平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第2四半期)

(独立行政法人名： 農業・食品産業技術総合研究機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
構内電話交換設備修理	九州沖縄農業研究センター所長 寺田 文典 (熊本県合志市須屋2421)	平成24年7月9日	NECフィールディング(株)熊本支店 (熊本県熊本市中央区水道町8-6朝日生命熊本ビル2階)	会計規程第38条第2号	-	1,161,300	-	0	落雷事故が発生したため、早急に復旧業務を行う必要があったため。	13	
グロースキャビネット改造業務	中央農業総合研究センター所長 寺島 一男 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成24年7月23日	コイト電工(株) (静岡県駿東郡長泉町南一色720)	会計規程第38条第1号	-	3,360,000	-	0	グロースキャビネット(既存)の照明装置部分を改造するものであり、改造に伴い既設冷凍ユニット等の調整も必要とすることから、製造元と契約することが短期間で実施でき、研究の中断を最小限とすることができるため。	19	
平成24年度 緊急対応課題「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」研究委託費	畜産草地研究所長 土肥 宏志 (茨城県つくば市池の台2)	平成24年7月25日	松山(株) (長野県上田市塩川5155)	会計規程第38条第1号	-	1,800,000	-	0	共同研究グループ内の契約なので形式上随意契約に整理されるが、実際は再委託先も含めた共同研究グループ全体が企画競争による申請を行い外部有識者等で構成される審査会による審査の上で委託契約が行われており、実質的には競争性・透明性を確保している。	19	
RI廃棄物廃棄業務	北海道農業研究センター所長 天野 哲郎 (北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1)	平成24年8月10日	(社)日本アイソトープ協会 (東京都文京区本駒込2-28-4)	会計規程第38条第1号	-	1,235,787	-	0	同協会は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」による廃棄の許可を受け、放射性同位元素等の使用事業所を対象としてRI廃棄物の廃棄業務を行っている唯一の機関であるため。	1	
構造物振動特性評価システム	農村工学研究所長 高橋 順二 (茨城県つくば市観音台2-1-6)	平成24年8月28日	(株)東京測振 (東京都足立区扇3-14-34)	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	-	4,777,500	-	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
油中金属成分濃度分析法(SOAP-T法)を用いた総合評価業務	農村工学研究所長 高橋 順二 (茨城県つくば市観音台2-1-6)	平成24年8月31日	トライボテックス(株) (愛知県大府市長草町山口45-7)	会計規程第38条第1号	-	2,092,020	-	0	当該業務は、特許を有している左記相手方以外では対応することができず、競争を許さないため。	19	
等温増幅蛍光測定装置	北海道農業研究センター所長 天野 哲郎 (北海道札幌市豊平区羊ヶ丘1)	平成24年8月31日	北海道和光純薬(株) (北海道札幌市北区北15条西4-1-16)	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	-	1,648,500	-	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
東北農業研究センター(福島)放射性物質分析棟建築工事	農業・食品産業技術総合研究機構統括部長 高柳 充宏 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成24年9月10日	青木あすなろ建設(株)東北支店 (宮城県仙台市太白区長町3-7-13)	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	293,253,450	292,950,000	99.90	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
平成24年度会計監査業務	農業・食品産業技術総合研究機構統括部長 高柳 充宏 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成24年9月10日	新日本有限責任監査法人 (東京都千代田区内幸町2丁目2番3号日比谷国際ビル)	会計規程第38条第1号	-	16,222,500	-	0	主務大臣である農林水産大臣により業務委託が決定されており、競争を許さないため。	19	
エネルギーセンター中央監視装置廻り修繕工事	食品総合研究所長 林清 (茨城県つくば市観音台2-1-12)	平成24年9月12日	アズビル(株)ビルシステムカンパニー (茨城県つくば市竹園1-6-1)	会計規程第38条第2号	4,607,400	3,459,750	75.09	0	落雷事故が発生したため、早急に復旧業務を行う必要があったため。	13	
除染物減容化設備試作機の改造、解体、運搬及び設置業務	中央農業総合研究センター所長 寺島 一男 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成24年9月13日	パオ・メタル(株) (福岡県福津市本木984)	会計規程第38条第1号	-	8,441,365	-	0	平成23年度に試作した除染物減容設備の改造を行い、福島県の計画的避難区域での最終の実証試験を実施するための業務であり、左記相手方が唯一履行可能な者と判断されるため。	19	
平成24年度委託費(農水プロ)「口蹄疫の早期摘発技術、拡大防止技術の開発」委託研究	動物衛生研究所長 濱岡 隆文 (茨城県つくば市観音台3-1-5)	平成24年9月13日	台湾行政院農業委員会家畜衛生試験所 (台湾 新北市淡水区中正路376号)	会計規程第38条第1号	-	7,000,000	-	0	共同研究グループ内の契約なので形式上随意契約に整理されるが、実際は再委託先も含めた共同研究グループ全体が企画競争による申請を行い外部有識者等で構成される審査会による審査の上で委託契約が行われており、実質的には競争性・透明性を確保している。	19	
東北農業研究センター(福島)放射性物質分析棟新築工事設計監理業務	農業・食品産業技術総合研究機構統括部長 高柳 充宏 (茨城県つくば市観音台3-1-1)	平成24年9月21日	(株)日立建設設計茨城支社 (茨城県ひたちなか市勝田中央10-7)	会計規程第38条第1号	1,100,988	1,050,000	95.37	0	設計意図伝達業務につき、基本設計を行った左記相手方でないと当該業務は行えないため。	19	
中山間地域対応型汎用コンバイン2号機の改良試作	生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳 (埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2)	平成24年9月21日	三菱農機(株) (島根県松江市東出雲町揖屋667-1)	会計規程第38条第1号	-	2,745,682	-	0	共同研究により開発した機器の改造であり、開発で発生した技術の特許として共同出願し、競争を許さないため。	19	
トラクター	東北農業研究センター所長 小巻 克巳 (岩手県盛岡市下厨川字赤平4)	平成24年9月28日	エム・エス・ケー農業機械(株)岩手営業所 (岩手県八幡平市大更1-230-1)	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	-	14,159,250	-	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	
小型汎用コンバイン賃貸借	生物系特定産業技術研究支援センター所長 藤池 淳 (埼玉県さいたま市北区日進町1-40-2)	平成24年9月28日	JA三井リース(株) (東京都品川区東五反田2-10-2)	会計規程第38条第4号及び契約事務実施規則第27条第2項	-	9,828,000	-	0	競争入札に付したが落札せず、再度の入札を行っても落札者がなかったため。	16	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
----------	----------------------------	-------	-------------------	-----------------------------------	------	------	-----	----------	-----------------	----------------------	----

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」

随意契約事由別 類型早見表

随 意 契 約 事 由	類型区分
《競争性のない随意契約によらざるを得ない場合》	
イ 契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されるもの	
(イ)法令の規定により契約の相手方が一に定められているもの	1
(ロ)条約等の国際的取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	2
(ハ)閣議決定による国家的プロジェクトにおいて、当該閣議決定により、その実施者が明示されているもの	3
(ニ)地方公共団体との取決めにより、契約の相手方が一に定められているもの	4
ロ 当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借契約(当該契約に付随する契約を含む。)	5
ハ 官報、法律案、予算書又は決算書の印刷等	6
ニ その他	
(イ)防衛装備品であって、かつ、日本企業が外国政府及び製造元である外国企業からライセンス生産を認められている場合における当該防衛装備品及び役務の調達等	7
(ロ)電気、ガス若しくは水又は電話に係る役務について、供給又は提供を受けるもの(提供を行うことが可能な業者が一の場合に限る。)	8
(ハ)郵便に関する料金(信書に係るものであって料金を後納するもの。)	9
(ニ)再販売価格が維持されている場合及び供給元が一の場合における出版元等からの書籍の購入	10
(ホ)美術館等における美術品及び工芸品等の購入	11
(ヘ)行政目的を達成するために不可欠な特定の情報について当該情報を提供することが可能な者から提供を受けるもの	12

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成24年度に締結した契約のうち、平成25年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」